

「えごま」を栽培してみませんか？

～南阿蘇村えごま部会員を募集します～

【えごまとは？】

- えごまは、シソ科に属する1年草で、日本では古くから栽培されていたことが明らかです。
 - えごま油には、α-リノレン酸が多く含まれその効果は、ガン細胞の増殖を抑える、血圧を下げる、血栓を解消し、血液の流れをよくし、炎症やアレルギーの症状も抑えるとのこと。
 - 子実は搾油され、食用品をはじめ工業用など、昔から広い用途に利用されています。
 - えごまの魅力は多彩な食味にあり、あえもの、えごませんべい、えごま油を活用したドレッシング・マヨネーズ、パンやデザートなどがあります。また、えごまの葉は、生食として、韓国料理によく使われます。
- えごまは鳥獣被害に強く、農地の荒廃を防ぐ安心、安全、健康に良い今からの農業にあった作物です。ぜひ一緒にえごま栽培に取り組んでみませんか。
- 栽培にあたり「播種前の準備」「収穫」「乾燥・保

存」などの色々な工程があります。部会員となった皆さんで勉強会などにより生産技術の向上を図りましょう。

植え付けを希望される人は、4月末までに、ご連絡をお願いします。



〈問い合わせ・受け付け〉役場 農政課 Tel(62)9113 Fax(62)2411



契約した覚えがないのに費用を請求するはがきやメールが届いたという、いわゆる架空請求に関する相談がいまだに多く寄せられています。

【事例1】「全国紛争処理支援センター」という所から突然はがきが届いた。「以前あなたが契約した訪問販売業者が、不足料金や契約違反のことで裁判所に訴状を提出した。放置すると給料や不動産を差し押さえられる。当方が仲裁するので連絡するように」と記載されている。訪問販売は利用したことがあるが、未払いなどはないはずである。どうしたらいいか。

【事例2】携帯電話に知らない業者から「以前あなたの携帯端末から登録した総合情報サイト、特典付きメルマガ、懸賞付きサイトなどの脱会手続きが済んでないため、運営会社から依頼を受けて連絡している。これが最終通告であり、放置すれば法的手続きを取る」というメールが届いた。以前無料サイトに登録したことがあるために、このようなメールが届いたのか。

事例と似たような経験はありませんか？このような請求は、相手に連絡せず、お金を支払わずに無視してください。決まてかわらないのが肝心です。

■巡回相談日

4月14日(火) 白水保健センター相談室
4月21日(火) 長陽庁舎1階会議室
相談時間 午前10時30分～午後2時30分
専用電話 Tel(67)2244

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel(67)2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
久木野庁舎